

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	1	処理機関(所管課)	公平委員会
許 認 可 等 の 種 類	職員団体の登録		
根 拠 法 令 (条 例 等)	地方公務員法 (昭和25年法律第261号)		
根 拠 条 項	<p>(職員団体の登録)</p> <p>第53条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 人事委員会又は公平委員会は、登録を申請した職員団体が前3項の規定に適合するものであるときは、条例で定めるところにより、規約及び第1項に規定する申請書の記載事項を登録し、当該職員団体にその旨を通知しなければならない。この場合において、職員でない者の役員就任を認めている職員団体を、そのゆえをもつて登録の要件に適合しないものと解してはならない。</p> <p>6～10 略</p>		
審 査 基 準	<p>1 申請した職員団体が、地方公務員法第52条に規定する職員団体であること。</p> <p>2 申請書に、職員団体の登録に関する条例第2条に規定する事項が正しく記載されていること。</p> <p>3 申請書に添付された規約に、地方公務員法第53条第2項に規定する事項が正しく記載されていること。</p> <p>4 申請書に添付された証明書に、職員団体の登録に関する条例第2条第2項各号に規定する事項が正しく記載されていること、及び、規約等により権限を有する者が、記名押印をもって証明していること。</p> <p>○職員団体の登録に関する条例 (登録の申請)</p> <p>第2条 職員団体が鳩山町公平委員会 (以下「公平委員会」という。) に登録を申請する場合には、その代表者を通じて、次の各号に掲げる事項を記載した正副2通の申請書にそれぞれ規約を添付して、提出しなければならない。</p> <p>(1) 理事その他の役員の氏名、住所及び職名(職員以外の者にあつてはその職業)</p> <p>(2) すべての事務所の所在地</p> <p>(3) 連合体である職員団体にあつては、その構成団体の名称</p> <p>2 前項の規定による申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p>		

- (1) 規約の作成又は変更、役員選挙その他これらに準ずる重要な行為が、法第53条第3項の規定に従い決定されたこと並びにその投票の日、場所及び投票の結果を証明する書類
- (2) 当該職員団体の組織が法第53条第4項の規定に従って適合していることを証明する書類

標準処理期間	30日（鳩山町職員団体の登録に関する条例第3条）
関係法令等	
関係文書等	
審査基準設定年月日	平成6年10月1日設定（令和5年4月1日最終変更）
備考	

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	2	処理機関(所管課)	公平委員会
許 認 可 等 の 種 類	職員団体等の規約の認証		
根 拠 法 令 (条 例 等)	職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和53年法律第80号）		
根 拠 条 項	<p>(認証)</p> <p>第5条 認証機関は、前条の規定による申請があつた場合において、当該規約が次の各号に掲げる要件に該当するときは、次条の規定により認証を拒否する場合を除き、命令で定めるところにより、当該規約を認証し、当該職員団体等にその旨を通知しなければならない。</p> <p>(1) 少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。</p> <p>イ 名称</p> <p>ロ 目的及び業務</p> <p>ハ 主たる事務所の所在地</p> <p>ニ 構成員の範囲及びその資格の得喪に関する事項</p> <p>ホ 重要な財産の得喪その他資産に関する事項</p> <p>ヘ 理事その他の役員に関する事項</p> <p>ト 業務執行、会議及び投票に関する事項</p> <p>チ 経費及び会計に関する事項</p> <p>リ 規約の変更に関する事項</p> <p>ヌ 解散に関する事項</p> <p>(2) 規約の変更、役員の選挙及び解散が、すべての構成員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票による全員の過半数（役員の選挙については、投票者の過半数）によつて決定される旨の手續が定められていること。ただし、連合団体でない職員団体等で全国的規模をもつもの又は連合団体である職員団体等にあつては、すべての構成員が平等に参加する機会を有する地域若しくは職域ごと又は構成団体ごとの直接かつ秘密の投票による投票者の過半数で代議員を選挙し、この代議員の全員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票による全員の過半数（役員の選挙については、投票者の過半数）によつて決定される旨の手續が定められていることをもつて足りる。</p> <p>(3) 会計報告は、構成員によつて委嘱された公認会計士（外国公認会計士を含む。）又は監査法人の監査証明とともに少なくとも毎年1回構成員に公表されることとされていること。</p>		

審 査 基 準	
	<p>1 申請書に、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律施行規則第1条に規定する事項が正しく記載されていること。</p> <p>2 申請書に添付された規約に、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第5条に規定する事項が正しく記載されていること。</p> <p>3 申請書に添付された規約に、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第6条に規定する事項が記載されていないこと、及び、当該職員団体等が、同法第6条に規定する団体に該当しないこと。</p>
標 準 処 理 期 間	30日（休日は、含まない）
関 係 法 令 等	
関 係 文 書 等	
審査基準設定年月日	平成6年10月1日設定（令和5年4月1日最終変更）
備 考	